

茂原市地球温暖化対策実行計画

平成19年 4月

茂 原 市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
第3章 温室効果ガス排出量の現況	3
1. 温室効果ガスの種類	3
2. 算定期間及び算定方法	4
3. 温室効果ガス総排出量	7
第4章 温室効果ガスの削減目標	12
1. 目標設定に当たっての基本的な考え方	12
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	13
3. 温室効果ガス排出量削減のための個別の取組み目標	13
4. その他の取組み目標	14
第5章 環境保全のための取組み	15
1. 財やサービスの購入に当たっての配慮	16
2. 財やサービスの使用に当たっての配慮	17
3. 廃棄に当たっての配慮	18
4. 建築の設計・施工及び管理に当たっての配慮	18
第6章 計画の推進・点検・見直し	19
1. 推進及び点検に係る組織と役割	20
2. 計画の見直し	21
3. 職員に対する研修等	22
4. 取組み結果の公表	22

第1章 計画策定の背景

地球温暖化問題は、通常の事業活動や日常の生活に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に増えることにより、地表や大気の温度上昇を招き、結果として海面水位の上昇に伴う陸地の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性感染症の増加を引き起こすことが挙げられており、その影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつとされています。

私たち一人ひとりが地球環境の保全を目指した国際的な政策の枠組みづくりに協力・貢献していくことがますます重要となっています。

地球温暖化防止については、1994年（平成6年）の「気候変動に関する国際連合枠組み条約」の発効を機に国際的な検討が行われました。1997年（平成9年）に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）では「京都議定書」が採択され、各国の温室効果ガスの削減目標が定められ、我が国は2008年から2012年の5年間に1990年レベルから6%削減するという目標を定めました。

このような国際的な動きを受け、我が国は平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、平成11年4月に施行しています。

法第21条では、「都道府県および市町村は、京都議定書目標達成計画に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という）を策定するものとする」と規定しています。

市では、これまでも省エネルギー・省資源・再利用に努めてきましたが、平成17年2月16日に「京都議定書」が発効したことにより、さらに積極的に地球温暖化対策に取り組むため、「茂原市地球温暖化対策実行計画」を策定することとしました。

第2章 計画の基本的事項

1. 実行計画の目的

茂原市地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)は、茂原市の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出の抑制等の取組みを実施することにより、市民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを推進することを目的とする。

2. 実行計画の期間

実行計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。
但し、進捗状況や社会情勢等により、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 実行計画の対象とする事務及び事業

実行計画の対象は、本市全ての事務及び事業とする。

但し、一部事務組合事業である廃棄物処理事業並びに水道事業等は、温室効果ガス排出量の算出対象から除外することとする。

4. 実行計画の対象とする温室効果ガス

法律第2条第3項に定める温室効果ガスは6種類であるが、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄については、市の事務・事業からの排出はほとんどないと推定されることから、実行計画の対象から除き、次の4種類とする。

二酸化炭素(CO₂)

メタン(CH₄)

一酸化二窒素(N₂O)

ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち、政令で定めるもの
13種類

第3章 温室効果ガス排出量の現況

1. 温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める温室効果ガスの種類は、表1のとおりである。

ただし、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF₆）については、市の事務・事業からの排出はほとんどないものと推定されることから、排出量は算定しないものとする。

表 1 温室効果ガスの種類

ガスの種類	主な人為的発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占る。
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋め立てからの排出も2～3割を占める。
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業プロセスからの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。
パーフルオロカーボン	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。
六フッ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。

2. 温室効果ガス総排出量の算定期間及び算定方法

温室効果ガスの総排出量は、基準年を平成15年度とするため、平成15年4月～平成16年3月を算定期間とし、次の計算式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{活動の種類ごとの温室効果ガス排出量} &= \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \\ &(\text{活動の種類ごとに温室効果ガスの排出量を算出し、これを二酸化炭素に換算する}) \\ \text{温室効果ガス総排出量} &= \{(\text{各温室効果ガスの排出量}) \times (\text{地球温暖化係数})\} \end{aligned}$$

2-1 活動の種類

「活動の種類」については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(以下、「施行令」という。)第3条第1項の各号にそれぞれ定められている。本市の事務事業に該当するものは、以下のとおりである。

本市の事務及び事業に該当する活動の種類

温室効果ガス	施行令	活動の種類
二酸化炭素 (CO ₂)	一号イ	燃料の使用に伴う排出
	一号ロ	他人から供給された電気の使用に伴う排出
メタン (CH ₄)	二号ニ	自動車の走行に伴う排出
	二号ヲ	下水の処理に伴う排出
	二号ワ	浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う排出
一酸化二窒素 (N ₂ O)	三号ホ	自動車の走行に伴う排出
	三号カ	浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う排出
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	四号イ	自動車用エアコンディショナーの使用時の排出

2-2 活動の種類ごとの排出量

「活動の種類ごとの排出量」は、一単位あたりのある活動に伴う温室効果ガスの排出量(排出係数)に、排出量を算定しようとする期間における当該活動の量(活動量)を乗じることにより得られる。

2 - 3 排出係数

排出係数については、施行令第3条第1項の規定に基づき、毎年度別に政令で定めることとしている。

今回の算定にあたって用いた排出係数は、以下のとおりである。

排出係数

活動の種類	排出係数	単位	
燃料の使用（ガソリン）	2.32	kg - CO ₂ /l	
燃料の使用（灯油）	2.49	kg - CO ₂ /l	
燃料の使用（軽油）	2.62	kg - CO ₂ /l	
燃料の使用（A重油）	2.71	kg - CO ₂ /l	
燃料の使用（LPG）	3.00	kg - CO ₂ /kg	
燃料の使用（都市ガス）	1.96	kg - CO ₂ /m ³	
電気の使用	0.378	kg - CO ₂ /kwh	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](普通・小型乗用車)	0.000011	kg - CH ₄ /km	
	0.000030	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](軽自動車)	0.000011	kg - CH ₄ /km	
	0.000022	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](普通貨物車)	0.000035	kg - CH ₄ /km	
	0.000039	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](小型貨物車)	0.000035	kg - CH ₄ /km	
	0.000027	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](軽貨物車)	0.000011	kg - CH ₄ /km	
	0.000023	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](特殊用途車)	0.000035	kg - CH ₄ /km	
	0.000038	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [軽油](普通・小型乗用車)	0.0000020	kg - CH ₄ /km	
	0.000007	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [軽油](普通貨物)	0.000015	kg - CH ₄ /km	
	0.000025	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [軽油](小型貨物)	0.0000081	kg - CH ₄ /km	
	0.000025	kg - N ₂ O/km	
自動車の走行 [軽油](特殊用途車)	0.000013	kg - CH ₄ /km	
	0.000025	kg - N ₂ O/km	
カーエアコンの使用	0.015	kg - HFC/台	
下水の処理	終末処理場	0.00088	kg - CH ₄ /m ³
	浄化槽	0.46	kg - CH ₄ /人
		0.022	kg - N ₂ O/人

2 - 4 地球温暖化係数

地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数であり、施行令第4条にそれぞれ定められている。

今回の算定にあたって用いた地球温暖化係数は、下表のとおりである。

地球温暖化係数一覧

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,300 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500 (PFC-14)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,900

3. 温室効果ガス総排出量

3-1 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量

(1) 活動量

平成15年度の市の事務及び事業における活動量は、以下に示すとおりである。

市の事務及び事業における活動の種類及び活動量

活動の種類	単 位	活動量	
燃料の使用（ガソリン）	l	61,146	
燃料の使用（灯油）	l	998	
燃料の使用（軽油）	l	22,079	
燃料の使用（A重油）	l	10,000	
燃料の使用（LPG）	kg	15,644	
燃料の使用（都市ガス）	m ³	425,523	
電気の使用	kwh	9,962,392	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](普通・小型乗用車)	km	173,139	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](軽自動車)	km	84,597	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](普通貨物)	km	37,830	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](小型貨物車)	km	176,208	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](軽貨物車)	km	137,609	
自動車の走行 [ガソリン・LPG](特殊用途車)	km	21,411	
自動車の走行 [軽油](普通・小型乗用車)	km	6,012	
自動車の走行 [軽油](普通貨物)	km	38,590	
自動車の走行 [軽油](小型貨物)	km	2,178	
自動車の走行 [軽油](特殊用途車)	km	52,026	
カーエアコンの使用	台	135	
下水の処理	終末処理場	m ³	5,377,232
	浄化槽	人	6,918

(2) 温室効果ガス排出量

平成15年度における市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量は、以下に示すとおりである。

市の事務及び事業における排出量は、5,098,418kg - CO₂であり、電気の使用による二酸化炭素の排出が最も多く、全体の73.9%を占めている。

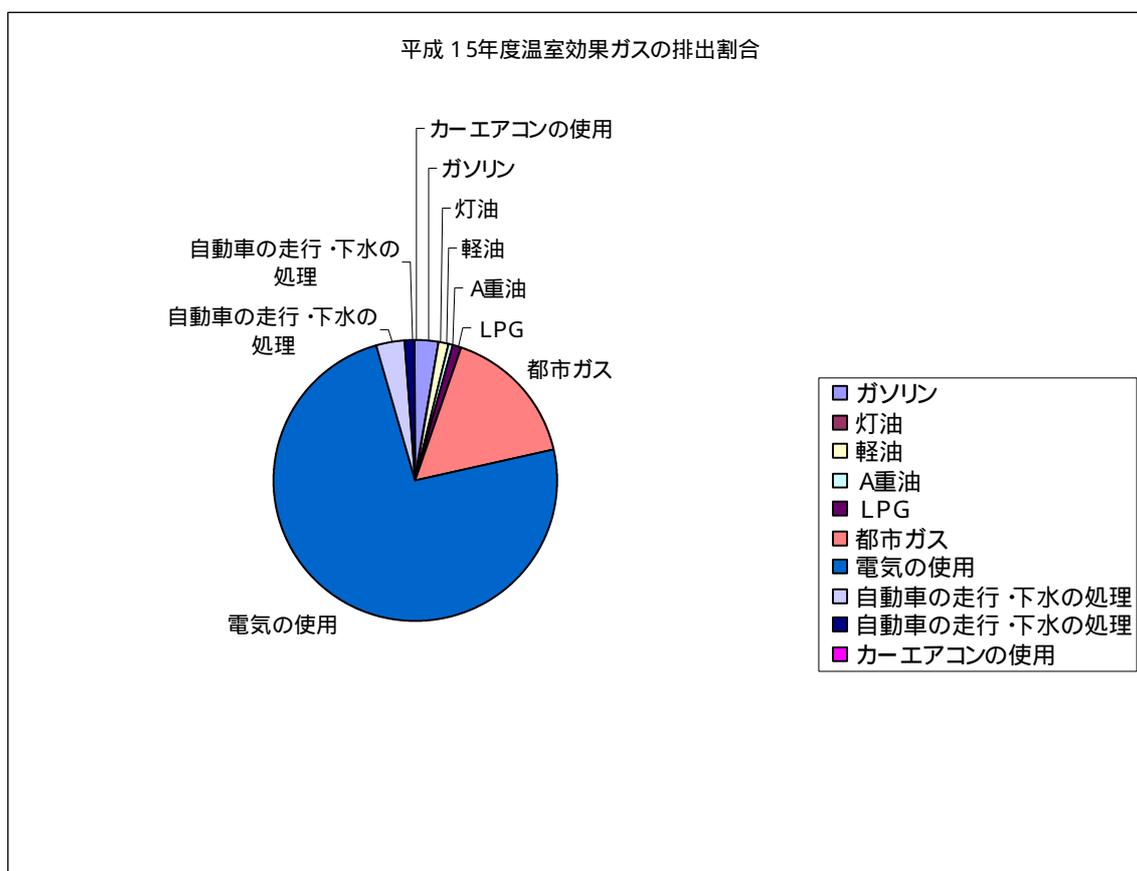
以下都市ガスの使用による二酸化炭素の排出が16.4%となっている。

市の事務及び事業全体における温室効果ガス総排出量

ガスの種類	活動の種類	排出量 (kg - CO ₂)	比率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用 (ガソリン)	141,858	2.8
	燃料の使用 (灯油)	2,485	0.05
	燃料の使用 (軽油)	57,847	1.1
	燃料の使用 (A重油)	27,100	0.5
	燃料の使用 (LPG)	46,932	0.9
	燃料の使用 (都市ガス)	834,025	16.4
	電気の使用	3,765,784	73.9
メタン (CH ₄)	自動車の走行	291	3.3
	下水の処理	166,199	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	6,084	1.0
	下水の処理	47,181	
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	2,632	0.05
合計		5,098,418	100.00

平成15年度温室効果ガスの排出割合

ガスの種類	活動の種類	比率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	2.8
	灯油	0.05
	軽油	1.1
	A重油	0.5
	LPG	0.9
	都市ガス	16.4
	電気の使用	73.9
メタン(CH ₄)	自動車の走行・下水の処理	3.3
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行・下水の処理	1
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	0.05



3 - 2 部門別温室効果ガス排出量

市の事務及び事業における部門別温室効果ガス排出量は、以下に示すとおりである。

総務部においては、庁舎の電気使用量・公用車の燃料使用量はその多くを占める。

経済部においては、農業集落排水事業に伴う電気使用量はその多くを占める。

都市部においては、下水処理場における電気使用量はその多くを占める。

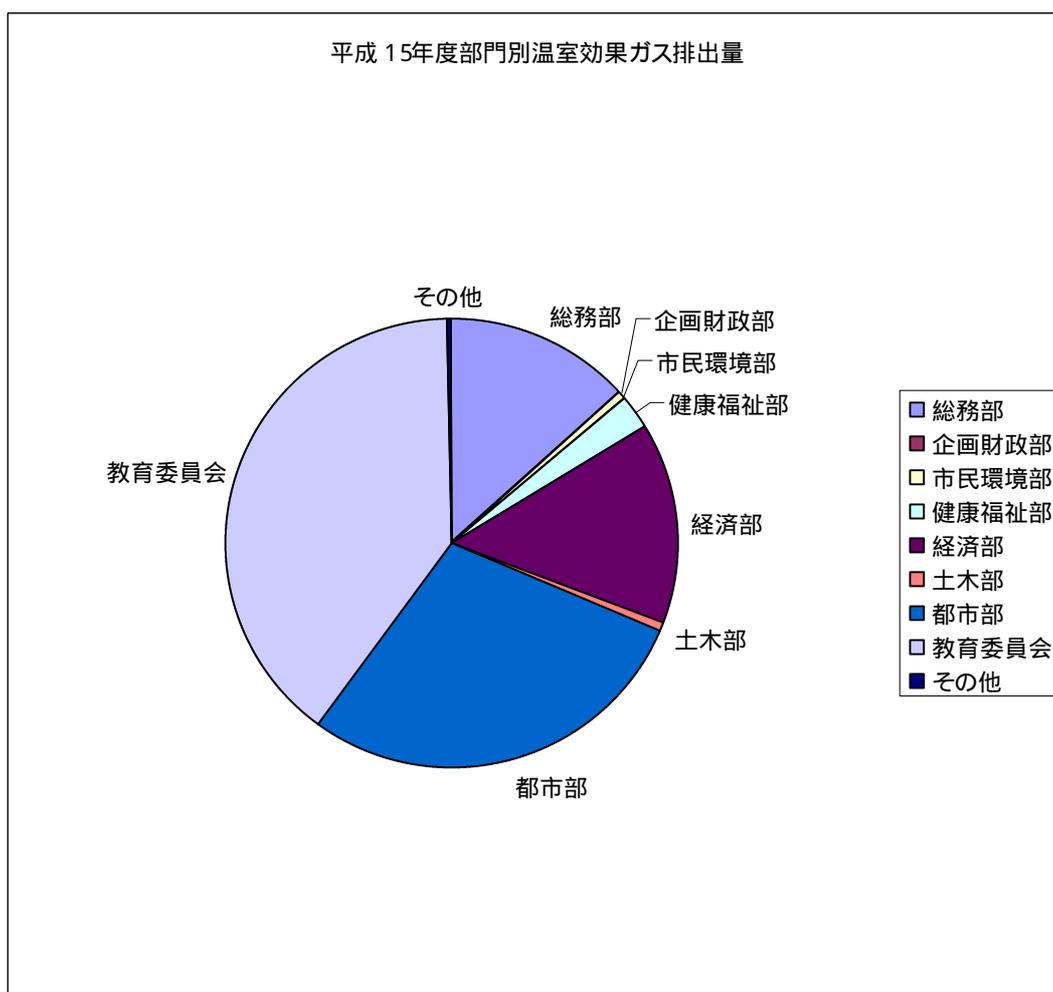
教育委員会においては、市立幼稚園・小学校・中学校における電気使用量はその多くを占める。

その他には、本納支所・議会事務局等が含まれる。

部 門	排出量 (kg - CO ₂)	比率 (%)
総務部	681,081	13.35
企画財政部	378	0.01
市民環境部	29,164	0.57
健康福祉部	126,982	2.49
経済部	730,217	14.32
土木部	30,107	0.6
都市部	1,456,416	28.57
教育委員会	2,025,622	39.73
その他	18,451	0.36
合 計	5,098,418	100.00

平成15年度部門別温室効果ガス排出量

部 門	排出量 (k g - C O ₂)	比率 (%)
総務部	681,081	13.35
企画財政部	378	0.01
市民環境部	29,164	0.57
健康福祉部	126,982	2.49
経済部	730,217	14.32
土木部	30,107	0.6
都市部	1,456,416	28.57
教育委員会	2,025,622	39.73
その他	18,451	0.36
計	5,098,418	100



第4章 温室効果ガスの削減目標

1. 目標設定に当たっての基本的な考え方

温室効果ガスの排出量削減目標の設定に当たっては、次の事項を考慮した。

平成15年度の排出量実績を基準として、削減目標を定めるものとする。

本計画においては、市の事務及び事業について、その業務内容や事業の公共性・特殊性、削減に関する取組みの可能性等を考慮し、施設区分ごとに数値目標を定め削減していくものとする。

二酸化炭素が本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの主たるものであるため、二酸化炭素排出量の削減を中心に定めるものとする。

取組の目標については、温室効果ガスの排出量の多い項目について設定するものとする。

庁舎等における事務及び事業について、電気使用量及び燃料使用量に目標値を設定するものとする。

用紙類や水の使用量等は、温室効果ガス排出量の算定に直接関わるものではないが、本市がこれまで取組んできた使用済み用紙類の再資源化、雨水の有効利用等は環境への負荷低減のための身近な取組として有効であることから、具体的な削減目標を設定し、引き続き取組んで行くものとする。

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

実行計画における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）の削減目標は、市の事務・事業全体で、平成23年度までに平成15年度比で7%とし、事務系施設及び事業系施設についてそれぞれ目標を設定する。

温室効果ガス総排出量に関する目標

事務系施設（本庁舎・出先機関）（単位：kg-CO₂）

削減目標	平成15年度 排出量	削減目標量	平成23年度 排出見込量
平成15年度レベルより 6%削減	3,262,873	195,772	3,067,101

事業系施設（下水処理場・農業集落排水）（単位：kg-CO₂）

削減目標	平成15年度 排出量	削減目標量	平成23年度 排出見込量
平成15年度レベルより 9%削減	1,835,545	165,199	1,670,346

3. 温室効果ガス排出量削減のための個別の取組み目標

【庁舎等における事務及び事業からの排出に関わる取組み】

事務系施設（本庁舎・出先機関）

電気使用量

平成15年度使用量 (kwh)	平成23年度までの削減量 (kwh)	平成23年度までの削減率 (%)
5,717,245	431,156	7.5

燃料使用量（二酸化炭素換算排出量）

・対象燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、都市ガス）

平成15年度排出量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減率 (%)
1,093,186	32,795	3

その他（二酸化炭素換算排出量）メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

平成15年度排出量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減率 (%)
8,568	削減目標は設定しない	

事業系施設（下水処理場・農業集落排水処理場）

電気使用量

平成15年度使用量 (kwh)	平成23年度までの削減量 (kwh)	平成23年度までの削減率 (%)
4,245,147	436,582	10.3

燃料使用量（二酸化炭素換算排出量）

・対象燃料（ガソリン、軽油、A重油、都市ガス）

平成15年度排出量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減率 (%)
17,061	171	1

その他（二酸化炭素換算排出量）メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

平成15年度排出量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減量 kg-CO ₂	平成23年度までの削減率 (%)
213,819	削減目標は設定しない	

4. その他の取組み目標

用紙類使用量等

・コピー用紙購入量

削減目標	平成15年度 購入量（枚）	削減目標量 （枚）	平成23年度 見込量（枚）
平成15年度レベルより 3%削減	10,320,500	309,615	10,010,885

水道使用量

削減目標	平成15年度 使用量（m ³ ）	削減目標量 （m ³ ）	平成23年度 見込量（m ³ ）
平成15年度レベルより 5%削減	178,034	8,902	169,132

第5章 環境保全のための取組み

1. 財やサービスの購入に当たっての配慮

用紙類の購入

- ・ 情報用紙
- ・ 印刷用紙
- ・ 衛生用紙

文具・事務機器等の購入

容器・包装材の購入

電気製品等の購入

公用車の購入

その他

2. 財やサービスの使用に当たっての配慮

用紙類の使用

水の使用

エネルギーの使用

- ・ 電気
- ・ 公用車燃料（ガソリン・軽油）
- ・ その他の燃料

その他

3. 廃棄に当たっての配慮

減量化

資源化・リサイクル

その他

4. 建築の設計・施工及び管理に当たっての配慮

設計・施工段階

修理・解体段階

管理段階

個別の取組み項目

財やサービスの購入に当たっての配慮

用紙類は、古紙配合率が高く、白色度の低い用紙を購入する。

コピー用紙は古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を購入する。

印刷用紙は、古紙配合率70%以上、白色度70%以下の再生紙を購入する。

トイレットペーパーは、古紙配合率100%の製品を購入する。

文具類は、環境配慮型製品を購入するよう努める。

文具類を購入する時は、環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク）

の該当商品を購入する。

文具類は、詰め替え又は充填が可能な製品を購入するよう努める。

電気製品やOA機器は、エネルギー効率の高い製品を購入するよう努める。

パソコン、プリンター、コピー機は、国際エネルギースターマーク該当の製品を購入する。

電気製品は、省エネルギー製品を購入する。

公用車は、特殊車両を除き低公害車、低燃費車を購入するよう努める。

公用車を買換える場合は、できる限り低公害車（天然ガス自動車、ハイブリッド車等）や低燃費車を購入するよう努める。

財やサービスの使用に当たっての配慮

用紙類の使用量は、できる限り削減するよう努める。

会議資料の簡素化、資料の共有化に努める。

両面コピー、縮小コピーの活用。

庁内LANの活用による、文書のペーパーレス化の推進。

日常的な節水を実行する。

こまめに蛇口を閉めるなど無駄な水の流失を避ける。

トイレ用水の水量、水道水圧の適正な調整。

水漏れの定期点検

電気の使用は、できる限り抑制するよう努める

昼休みの事務室等の照明は、原則として消灯する。

パソコン、プリンター、コピー機等は、昼休みなど長時間使用しないときは、電源を切る。

照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。

冷暖房は、冷房28℃、暖房19℃を目安に温度設定する。

エレベーターの使用を控え、階段の利用に努める。

燃料使用量の削減

低公害車を優先的に利用する。

経済走行の徹底を図る。(アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止、タイヤの空気圧の適正化)

公用車に、使わない荷物を積んだままにしない。

廃棄に当たっての配慮

廃棄物の減量化、資源化、リサイクルに努める。

使用済みの用紙類は、裏面を使用できるものは使用し、廃棄する場合は、分別回収する。

ビン、カン、ペットボトル等の分別回収を徹底する。

紙コップ、紙皿など使い捨て製品の購入や使用は抑制する。

修繕可能なものは、修繕してできるだけ長期間使用する。

建築物の設計・施工及び管理に当たっての配慮

建築物の設計・施工及び管理に当たっては、環境に与える影響を減らすよう配慮する。

建物周辺や屋上の緑化を推進する。

エネルギー利用の合理化を図る。(インバーター制御、自然光を取り入れた設計)

未利用エネルギーの活用(太陽光発電、太陽熱システムの導入)

水の有効利用(雨水、中水の利用)

廃棄物の減量(再生資材やリサイクルが可能な資材を利用する。)

工事車両からの温室効果ガスの発生抑制を図る。

請負業者に対し、分別解体の徹底、建設廃棄物の再資源化及び適正な処理を指導する。

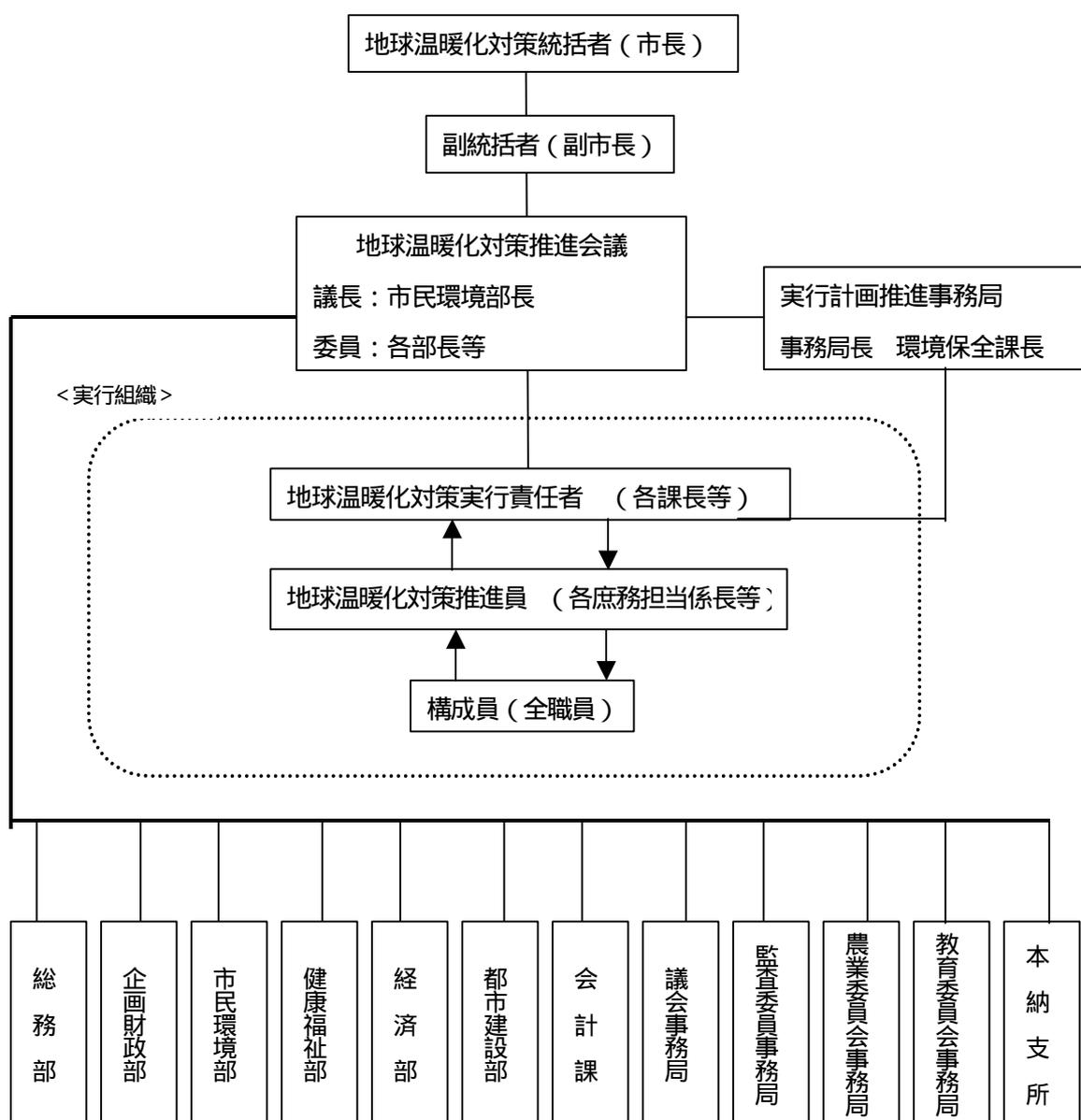
建物の管理に当たっては、空調設備の適正な管理・点検、水道水圧の適正な調節及び水漏れの定期点検を実施する。

第6章 計画の推進・点検・見直し

計画の進行管理は、各課等を実行組織として位置付け、各実行組織ごとに行うことを基本とする。

なお、エコステージ認証サイト本庁舎、独自の環境マネジメントシステムを構築している出先機関は、その推進体制を本計画にも適用する。

地球温暖化対策実行計画組織図



1. 本計画の推進及び点検に係る組織と役割は以下のとおりである。

市長を地球温暖化対策統括者（以下「統括者」という。）とする。

『推進・点検・評価に関わる役割』

地球温暖化対策に係る取組方針について、地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）から意見を聴き、指示する。

計画の実施状況、評価及び見直しについて、市民に公表する。

副市長を地球温暖化対策副統括者とする。

『役割』

統括者を補佐し、その職務を代理する。

推進会議

市民環境部長を議長とし、各部長等を委員とする。

『推進に関わる役割』

計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催する。

計画を推進するための事項を、地球温暖化対策実行責任者（以下「実行責任者」という。）に指示する。

実行責任者から提供された情報を基に、今後の取り組み等について協議・検討を行うものとする。

実行責任者からの報告を基に、毎年度の取組結果を統括者に報告する。

『点検・評価に関わる役割』

実行責任者からの、毎年度の報告等を基に評価を行うものとする。

各実行組織の報告内容に不備が認められた際は、点検等のやり直しを決定し、当該組織に実施させる。

今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものとする。

『職員に対する研修等に関わる役割』

実行責任者、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。

全職員に対し、地球温暖化対策等に関する研修の機会を提供する。

全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。

実行計画推進事務局（以下「事務局」という。）

環境保全課長を事務局長とする。

『役割』

推進会議の事務を所管する。

実行責任者からの報告を取りまとめ、推進会議に報告する。

各課長等を実行責任者とし、課等の単位を実行組織と位置づける。

『推進に関わる役割』

推進員を選任する。

推進会議からの指示を受け、課等における取組方針を決定する。

取組方針に基づき、各課等の取り組みの推進を、推進員に指示する。

推進員に対し、推進会議での決定事項及び情報等を適時提供する。

『点検・評価に関わる役割』

推進員からの報告書を承認し、事務局に報告する。

各課等の庶務担当係長等を実行組織内の推進員とする。

『推進に関わる役割』

各課等の構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示する。

『点検・評価に関わる役割』

各課等構成員の環境配慮活動に関し、点検・評価を行う。

点検結果等については、別記1報告書とする。

『職員に対する研修等に関わる役割』

必要に応じて構成員に対し、独自の研修等を行うものとする、なお、実施にあたっては実行責任者に報告する。

各実行組織における、実行責任者及び推進員以外の職員を構成員とする。

『役割』

推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践する。

推進会議が主催する研修及び推進員が実施する研修等に積極的に参加する。

エネルギー使用量等を適時、推進員に報告する。

2. 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に評価され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認する。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うこととする。

3. 職員に対する研修等

エコステージ1 認証サイト内（本庁舎）

計画を推進する職員に対し、エコステージ1の研修の場を活用し、職員への普及、啓発を図ることとする。

独自の環境マネジメントシステム運用サイト内（出先機関）

計画を推進する職員に対し、独自の環境マネジメントシステム研修の場を活用し、職員への普及、啓発を図ることとする。

その他の実行組織

計画を推進する職員に対し、各実行組織ごとに研修の場を設け、職員への普及、啓発を図ることとする。

4. 取組み結果の公表

実行計画の取組み結果については、広報や茂原市のホームページ等を通じて公表することとする。

また、職員への情報提供については、庁内LAN等により積極的に行うこととする。